債権者集会招集

平成２０年（フ）第３６２５号
東京都渋谷区道玄坂２丁目25番12号
破産者　株式会社ギンガネット
1　期日　平成23年２月２日午前11時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年12月22日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第７９号
熊本県球磨郡相良村大字柳瀬524番地
破産者　古川　幸枝（旧姓東）
異議申述期間　平成23年２月14日まで
平成22年12月24日　熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第１９号
熊本県球磨郡相良村大字深水916番地　西田方、開始決定時の住所熊本県球磨郡相良村大字深水927番地２
破産者　瀧本　益美（旧姓西田）
異議申述期間　平成23年２月14日まで
平成22年12月24日　熊本地方裁判所人吉支部

平成１９年（フ）第５２２号
宮崎県児湯郡木城町大字高城3911番地
破産者　有限会社桑原産業
異議申述期間　平成23年２月18日まで
平成22年12月24日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７４号
宮崎県西都市大字調殿393番地３　ＩＴＯコーポ101号、住民票上の住所宮崎県児湯郡都農町大字川北4868番地２
破産者　植田　廣子
異議申述期間　平成23年２月24日まで
平成22年12月24日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３２号
宮崎市新別府町城元242番地
破産者　清山　清二
異議申述期間　平成23年２月24日まで
平成22年12月24日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８９号
鹿児島県西之表市国上2760番地　教員住宅55―６
破産者　若林　昭雄
異議申述期間　平成23年２月25日まで
平成22年12月24日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責許可決定

平成２２年（フ）第２３９号
青森県八戸市白銀５丁目11番地７、前住所青森県八戸市大字白銀町字三島下79番地179ファンタジア203号
破産者　**萱**守　剣一
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部

平成２２年（フ）第４４４号
愛知県岩倉市新柳町３丁目43番地パークサイドアゼリアＢ棟205号
破産者　濵口　美和
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第１０２号
北海道稚内市宗谷岬15番９号
清算株式会社　株式会社カネニ台丸谷商店
代表清算人　廣田　善康
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（ヒ）第１２号
富山県射水市戸破69番地の７
清算株式会社　日本パール容器株式会社
代表清算人　柳瀬　　進
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
富山地方裁判所高岡支部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０８１号
東京都千代田区神田和泉町１番地
清算株式会社　ジェーシービバレッジ株式会社
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第２０７４号
東京都文京区本郷２丁目３番９号
清算株式会社　マクロテック株式会社
代表清算人　吉田　昭雄
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　定義
⑴　協定債権とは、平成22年８月25日（以下､「基準日」という｡）までの原因に基づいて発生した債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために特別清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する特別清算株式会社に対する費用請求権（以下､「優先債権等」という｡）を除いたものをいう。
⑵　協定債権元本とは、協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権を除いたものをいう。
2　弁済の方法・場所
⑴　協定債権に対する弁済は、清算人代理事務所（坂井・三村・相澤法律事務所　東京都港区虎ノ門四丁目３番13号　神谷町セントラルプレイス４階）において行う。清算人代理事務所が移転した場合、移転後の清算人代理事務所で行うものとし、その所在地は、協定債権者に対し、書面により通知する。ただし、協定債権者から事前に書面により特定の預金口座への振込送金の指定があった場合は、その指定口座宛に振り込む方法により行う。この場合、振込手数料は特別清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　権利の変更及び弁済方法
1　協定債権元本について
⑴　弁済
特別清算株式会社は、すべての資産の換価を終了した後、本協定認可決定確定後１か月以内に、各協定債権者に対し、当該弁済原資を基準日における各協定債権元本額に応じて按分した額を弁済する。
⑵　債務の免除
特別清算株式会社は、上記⑴の弁済実行と同時に、協定債権元本額から上記⑴の弁済額を控除した残額につき、全額の債務の免除を受ける。
⑶　追加弁済
上記⑴の実行後、特別清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、特別清算株式会社は、速やかにこれを換価し、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済額として、各協定債権者に対し、本項⑴の例により追加弁済を実行する。この場合においては、本項⑵に基づく残債権の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失う。
2　協定債権元本以外の協定債権
特別清算株式会社は、弁済実行時において、利息、遅延損害金その他、協定債権元本以外の協定債権につき、全額の免除を受ける。
以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第４号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目35番15号
清算株式会社　ムラカミ食品株式会社
代表清算人　塚﨑　　勝
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、協定債権者株式会社大水を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という）に対し、本協定の許可の決定が確定した日から１ケ月以内に、各協定債権の元本に対する30％の金員を弁済する。
2　本件協定債権者が、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　協定債権者株式会社大水は、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
以上
神戸地方裁判所尼崎支部